

○厚生労働省令第二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十二条第一項の規定に基づき、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格の確認)</p> <p>第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、次に掲げるいずれかの方法によって、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。</p> <p>一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認</p> <p>二 指定訪問看護を受けようとする者の提示する健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第四十七条第一項に規定する被保険者証又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十四条第三項に規定する被保険者証</p>	<p>(受給資格の確認)</p> <p>第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第四十七条第一項に規定する被保険者証又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十四条第三項に規定する被保険者証によって、指定訪問看護を受ける資格があることを確かめなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日から施行する。